平成２４年（フ）第４１２号
京都市北区鷹峯黒門町７番地
破産者　有限会社プレードロ
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３６号
岡山市南区市場１丁目１番地
破産者　株式会社倉水
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６号
岡山県倉敷市西阿知町1121番地の１
破産者　株式会社Ｓ・リバーａ
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市阿知２丁目19番32号
破産者　有限会社花美工房
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
高知市布師田3024番地１
破産者　有限会社四万十バーク
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４２号
長崎市上野町17番３号
破産者　三定デザイン株式会社
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
沖縄県豊見城市字与根211番地の８
破産者　株式会社城間土建
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１００号
宮城県栗原市瀬峰藤沢瀬嶺48番地３
破産者　佐々木幸正
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
宮城県栗原市若柳字川北田中78番地
破産者　菊地あい子
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
広島県福山市御幸町大字森脇186番地９
破産者　藤本　義弘
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷856番地第２
破産者　下原不二夫
１　決定年月日　平成25年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第２０６０号
札幌市中央区南23条西８丁目１番30―509号
破産者　乾　　健紀
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５３号
札幌市北区新川３条12丁目２番22―203号
破産者　八田　康督
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１７号
札幌市手稲区前田10条14丁目２番８―208号
破産者　狩野　愼一
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２０号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目11番地１　リバーコーポＡ１―105、破産手続開始決定時の住所埼玉県幸手市中１丁目15番28号
破産者　齋藤　泰二
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５０号
埼玉県上尾市柏座４丁目２番29号　塚本コーポ201
破産者　我妻　國男
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６４７号
三重県名張市つつじが丘南４番町97、住民票上の住所大阪市生野区勝山北４丁目１番19号
破産者　平山　貞子
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４１号
大阪府豊中市東泉丘４丁目３番１―305号
破産者　河田　和男
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５６７号
奈良県大和郡山市北郡山町315番地
破産者　今村　真一
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５２号
大阪市旭区高殿２丁目20番12―301号、前住所大阪市城東区新喜多東１丁目10番22―1205号
破産者　浜本博章こと濱本博章こと　濱本　博章
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部